

第1次森の国松野町景観計画

平成27年3月

愛媛県松野町

第1次森の国松野町景観計画 目次

はじめに	1
第1章 松野町の景観の成り立ちと課題	2
1 地域特性	2
2 土地利用の状況と課題	5
3 上位計画における景観施策	8
第2章 景観計画の概要	9
1 景観計画とは	9
2 景観計画の位置付け	10
3 町民、事業者、町の基本的役割	11
第3章 良好な景観形成に関する基本方針	12
1 景観計画の目的	12
2 基本理念と景観形成の基本方針	13
第4章 景観計画の区域	16
1 景観計画の区域	16
2 景観形成を図る保全ゾーン	18
第5章 景観重点区域の良好な景観の形成に関する方針	27
第6章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	30
1 景観計画区域内における届出対象行為（景観重点区域を除く）	30
2 景観重点区域における届出対象行為	30
3 届出の必要のない行為（共通事項）	31
4 手続きの流れ	32
5 景観計画区域における行為の規制に関する事項	33
6 景観重点区域内における行為の規制に関する事項	34
第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定	36
1 景観重要建造物	36
2 景観重要樹木	36
第8章 屋外広告物設置に関する行為の制限に関する事項	44
第9章 本町の良好な景観形成に向けて	45

はじめに

わが国では高度成長期以降、生活の利便性が向上する一方で、良好な景観や環境よりも経済性が優先された無秩序な建築や開発行為によって、全国各地の個性的な街並みや美しい自然環境が損なわれることとなりました。

高層マンションの建設や屋外広告物の氾濫などの問題が顕在化し、景観に対する価値観や景観施策の重要性が次第に高まり、これらを背景として、全国の各自治体では、景観条例の制定をはじめとする独自の景観まちづくりを推進してきました。

本町においては、町民一人ひとりが、先人が守り育ててきた緑や清流などの豊かな自然環境や心安らぐ景観の恵みに感謝し、このかけがえのない財産を将来の世代に引き継ぐため、平成9年9月に「松野町環境景観美化保全宣言」を行い、平成14年9月には四万十川流域の市町ともに「河川をきれいにする条例」を制定し、自然と共生するまちづくりに取り組んできました。

しかしながら、これらの景観施策は法的根拠がないため、強制力がなく実効性に欠けるなど、行政にとって限界がありました。

このような中で、国においては自らが発注する公共工事において景観に配慮・調和を重視するようになり、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を策定するとともに、平成16年6月には、我が国初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」が公布され、法に裏付けされた良好な景観形成に関する規制・誘導の実現が可能となりました。

本町における景観形成が、農山村の魅力を創出し、さらには町民や来訪者の快適性の向上、癒しの提供に大きな役割を担うことから、景観法の制度を活用することとし、町民、事業者、町が一体となって、景観に配慮したまちづくりを推進するため、このたび「松野町景観計画」を策定しました。

この計画は、豊かな自然、薫り高い伝統文化的景観の保全や活用により、これまで取り組んできた「森の国」のまちづくりを発展させ、次世代につながる快適な生活環境を備えた美しいまちづくりをすすめる指針となるものです。

過疎化・少子高齢化の進行により、集落維持機能が低下している今こそ、本計画により町民との協働による景観形成に努めることとします。

第1章 松野町の景観の成り立ちと課題

1 地域特性

(1) 自然的、地理的条件の概要

本町は愛媛県の西南部に位置し、四国山脈西南部山塊の太平洋側斜面に開けた鬼北盆地にあり、鬼ヶ城山系や戸祇御前山系など1,000m級の山々に囲まれた、宇和島市、鬼北町及び高知県四万十市に接する県境の農山村です。

町の総面積は98.50 km²で、そのうち84%が山林原野に占められるなど急峻な地形が多く、わずかな耕地や宅地が、主に四万十川の支流である広見川、目黒川の流域に開けています。

気象条件は概ね温暖で農作物の生育には適していますが、鬼ヶ城山系で宇和海と隔てられているため比較的寒暖の差が大きく、冬期は季節風が強く厳しい寒気に見舞われ、夏期は高温多雨で、台風や豪雨による災害も発生します。また、地形と河川の関係からしばしば濃霧が発生します。

本町の南部を流れる目黒川の源流部分には、足摺宇和海国立公園に指定されている滑床溪谷があり、滝や深淵、奇岩が連続する清流の美しさから西日本有数の溪谷として評価され、溪谷のシンボルである雪輪の滝は、巨大な一枚岩の上を清流が淡い雪のような紋様を描いて滑り落ちる美しい姿で、日本の滝百選にも認定されています。また、溪谷を囲む山岳部には、日本の南限に近いブナ林をはじめ天然林が広範囲に残っています。また、町木であるヒノキに代表される森林資源の生業としての有効活用が現在でも続いており、「森の国」というキャッチフレーズでまちづくりを推進しています。



稲刈り風景

(2) 歴史的条件と町の沿革

本町では打製石器の出土が見られ、旧石器時代から縄文時代にかけて、狩猟を中心とした生活の舞台となっており、長い歴史を有しています。律令時代には、伊予国宇和郡の行政区となって伊予国司の統治下での郡司の政治が行われ、続く鎌倉時代から南北朝時代にかけては、この一帯は河原湊領と呼ばれ、伊予と土佐の国の要衝として栄えました。町の中心部の高台にある中世城郭「河後森城跡」は、県下で最大級の規模を誇っていて、平成 9 年に国の史跡として指定され、現在では史跡公園として整備をされています。

幕藩体制の時代においては、松野町域は宇和島藩と吉田藩の所領に分封されていて、この頃においては境界争いが勃発し、その時の裁判資料である目黒山形関連資料は国の重要文化財に指定され、江戸時代の地域史、裁判史、測量史、地理史など多方面におよぶ歴史的価値を有する文化財として注目されています。



広見川から河後森城の眺望



重要文化財「目黒山形関係資料」

明治維新以後、行政組織の形態は何度も変遷しましたが、明治 21 年の市町村制公布を受け、松丸、延野々、豊岡、富岡、上家地、目黒の旧 6 ヶ村が明治村と、吉野、蕨生、奥野川の旧 3 ヶ村が吉野生村となりました。

その後、明治村が昭和 15 年に町制施行により松丸町になり、昭和 30 年に

町村合併促進法の適用を受け、松丸町と吉野生村が合併し松野町が発足し、現在に至っています。

(3) 生活と生業

松野町特有の地理的条件により、地域住民の生活や生業にも多種多様な様相が見られます。広見川流域では、うなぎ、鮎、川カニ、川エビ等の豊富な水産資源、また、流域周辺に広がる水田等、内水面漁業や穀倉地帯としての生活や生業が見られます。目黒川流域では、滑床山を始めとする森林資源の活用が盛んにおこなわれ、林業による生活や生業が多く見られましたが、近年は林業による生活や生業は減少傾向にあります。また、急峻な山間地域では、棚田を造り、その棚田を利用した農業が営まれています。

松野町での生活・生業にとって森林はとても重要なものであります。森林が育んだ水により、木々が育ち、木に育まれた水が棚田や田園を潤します。その水が川に流れ、川の恵みを育てます。森林資源の保全・活用を繰り返しながら、将来の世代に貴重な資源が引き継がれ、「森の国」松野町での生活・生業は営まれてきました。

(4) 人口の推移

昭和 30 年の町村合併時には、9,605 人を数えた人口は、高度経済成長に伴う都市部への人口流出により、昭和 40 年に 7,038 人、昭和 50 年には 5,822 人と、それぞれ 10 年間で約 20%も減少しました。その後、減少率は緩やかになったものの過疎化は依然として進行し、平成 22 年国勢調査の人口は 4,377 人となっています。また、高齢化率は 37%を超えており、今後は人口減少と年齢階層の偏向が一段とすすみ、限界集落の拡大と集落機能の低下が懸念されます。

2 土地利用の状況と課題

町域面積の約 84%を占める林野は、50 年生を超えたスギ、ヒノキの人工林が多く、林業従事者の減少や後継者不足により、手入れが行き届かず、土砂災害の誘発とともに自然環境にも悪影響を与えています。

河川流域に広がる農地については、経営耕地面積 392 h a のうちの約 70%が水田で、残りの 30%が畑、樹園地ですが、全般に経営規模が零細で労働生

産力が低い上に、過疎化高齢化の進行による労働力の低下や有害鳥獣による農作物への被害の拡大は農家の生産意欲を奪い、耕作放棄地も目立ちはじめています。また、総面積の約1.6%と僅かながらの宅地は、河川流域沿いに点在する集落に広がっています。

全般的に見ると、宅地と農地・林地が混在し、土地の有効活用や住民の利便性を阻害しており、また、公共施設の立地の偏りは、地域間格差を生み出す一つの要因になっています。

こうした現状の中、森林を含めた自然の現状を理解してもらう取組みとして、ネイチャーガイドを実施したり、アウトドア体験を中心としたグリーン・ツーリズムを推進してきました。また、森の国山城の会を中心に、河後森城跡を含む中世山城を活用した活動を展開することにより、松野町の歴史を再認識するとともに、自然環境の大切さを広く周知してきたところであります。このような活動を通して、地域住民はもとより都市住民へも環境施策について理解を求めているところであり、今後の活動が環境を考えるためには必要不可欠となっています。それには、町全体を文化的景観として捉え、景観資源を再調査することにより、町内に多数ある貴重な景観を保全・活用する必要があります。そのため、景観計画を策定し、町民・事業者・町の協働による景観の形成を推進することが必要不可欠です。



ネイチャーガイド



ロープ木登り

3 上位計画における景観施策

松野町第4次長期計画「森の国・感動創造プラン」（平成17～26年度）における景観に関わる記述内容は以下のとおりです。

分野	内容
自然環境	<ul style="list-style-type: none">・ 森の国の象徴である豊かな森を保全するため、人工林の適正な管理に努めるとともに、自然林への更新を積極的に推進します。・ 河川や森林などの自然にかかる負担を軽減し、魚道の整備や外来生物種の持ち込みの規制、山林の適正な管理育成などにより、多種多様な動植物が生育できる環境を整えます。・ 公共工事の施工に際しては、環境アセスメントを実施するとともに環境にやさしい工法を採用します。
土地利用	<ul style="list-style-type: none">・ 新しく公共施設を建設する際には、景観やゾーニングとともに地域のバランスに配慮した適正な配置に努めます。
道路網	<ul style="list-style-type: none">・ 集落内道路の簡易な補修や道路際の植花などには、地域住民が主体的に取り組めるように、原材料の支給などの支援を行います。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者のモラル向上のための啓発活動に取り組むとともに、日常の管理を徹底して環境美化に努めます。
住宅	<ul style="list-style-type: none">・ 多様なニーズに対応した町営住宅の建設を推進するとともに、老朽化した住宅の改築、補修を計画的に実施します。
生活排水	<ul style="list-style-type: none">・ 河川の水質データを収集して公開するとともに、環境浄化微生物の普及や水質の維持に関する啓発に努めます。
公害防止	<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関と連携して不法投棄等に対するパトロールを実施するとともに、町民からの苦情や通報の受付窓口を設置します。
農業	<ul style="list-style-type: none">・ 農地の流動化と利用集積を図り、耕作放棄地の減少に努めます。
文化財	<ul style="list-style-type: none">・ 河後森城跡での現地説明会や出土品の企画展を開催し、住民や関心を高めます。

第2章 景観計画の概要

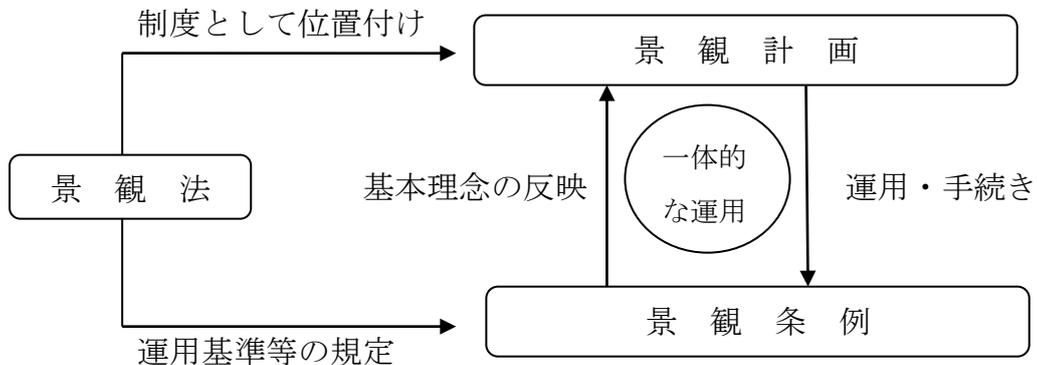
1 景観計画とは

景観計画とは、景観法に基づき、本町における良好な景観形成に関する理念や、景観計画の区域、景観形成の方針、届出を要する建築行為等の必要な事項を定めるものです。

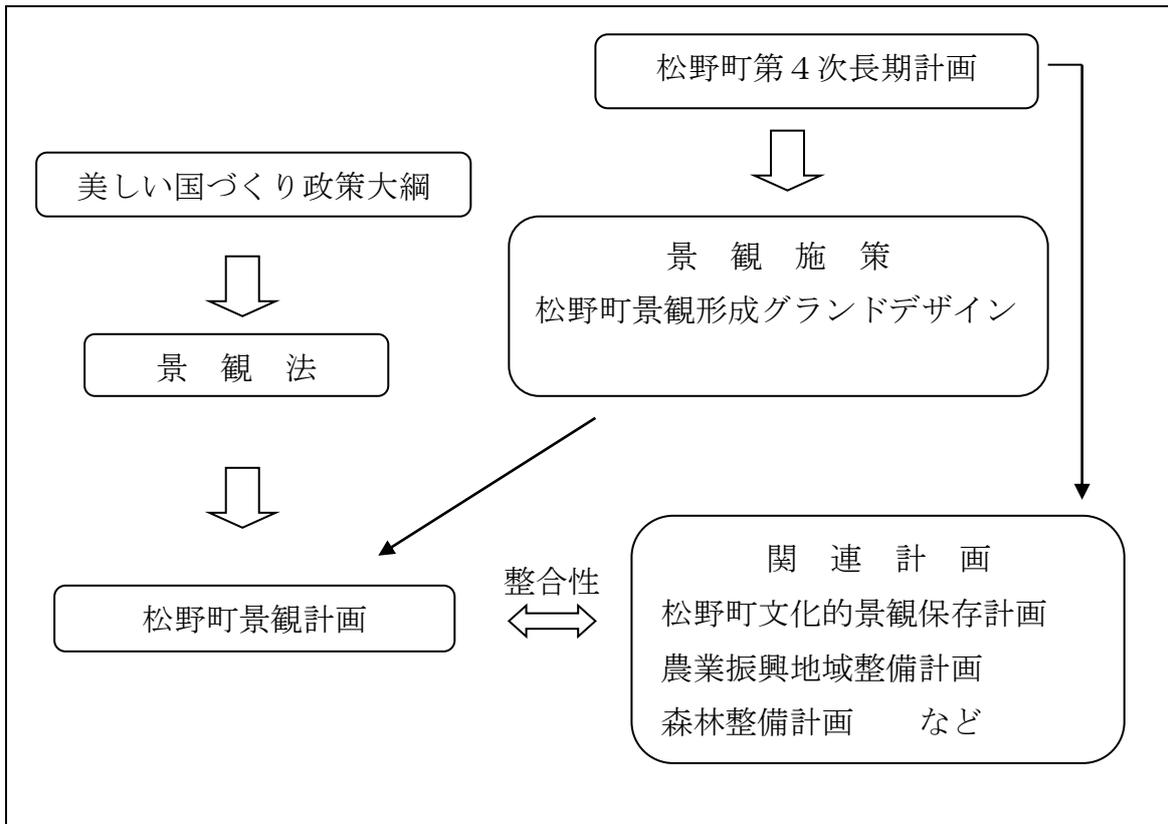
(1) 景観計画において定める事項（景観法第8条、第16条関係）

必 須 事 項	①景観計画の区域 ②区域内の良好な景観形成に関する方針 ③良好な景観形成のための行為の制限
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">必要に応じて定める項目</p> <p>(届出の対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築、外観の変更など ・工作物の新設、増築、改築、外観の変更など ・都市計画法上の開発行為 ※本町は該当なし <p>(行為の制限内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の形態、意匠、色彩の制限 ・建築物又は工作物の高さの最高限度、最低限度 ・壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度 </div>
選 択 事 項	④景観重要建造物・樹木の指定の方針
	⑤屋外広告物の表示・掲出に関する事項
	⑥景観重要公共施設に関する事項
	⑦景観農業振興地域整備計画に関する事項
	⑧自然公園法の許可の基準

(2) 景観計画と条例との関係



2 景観計画の位置付け



《参考》景観法（第2条関係）

（基本理念）

第2条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地域公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取り組みがなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行わなければならない。

3 町民、事業者、町の基本的役割

魅力ある景観を形成するためには、町民、事業者、町が良好なパートナーシップのもとに、それぞれの立場での役割と責務を果たしていくことが必要です。

(1) 町民の役割

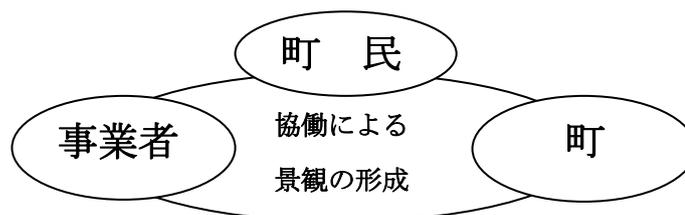
- ① 自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努める。
- ② 良好な景観の中で営まれる生業が、景観形成に必要不可欠なものであることを認識し、その継続に努める。
- ③ 良好な景観の形成に関する理解を深め、町が実施する景観施策に積極的に関わる。

(2) 事業者の役割

- ① 事業活動において、専門的知識や経験を活用し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努める。
- ② 町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力する。
- ③ 良好な景観の中で営まれる生業が、景観形成に必要不可欠なものであることを認識し、事業活動においてもその継続に努める。

(3) 町の役割

- ① 良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- ② 法その他の良好な景観の形成に関する制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高める。
- ③ 建築物の建築及び道路、河川、公園、広場その他の公共施設の整備にあたり、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たす。
- ④ 良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じる。
- ⑤ 文化的景観の中で生活する人、また、その景観の中で活動をおこなう人に対してサポートをおこなう。



第3章 良好な景観形成に関する基本方針

1 景観計画の目的

本町は町土の約84%を森林、原野が占め、急峻な地形が多く、町の中央部並びに南部を流れる河川沿いに平坦地が広がっていて、四万十川の支流である広見川、目黒川流域には生活文化が垣間見られる田園などの原風景が残っています。

先祖代々受け継がれてきた多様な自然や生態系、美しい眺めは、本町の誇れる貴重な景観資源であるとともに、国土保全などの重要な役割をも果たしています。しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行はコミュニティ機能の低下をはじめ、農村環境の維持、保全に陰りをもたらすなど、将来的に危惧する状況にあります。

このような中で、歴史・文化に育まれた文化的景観は全町民の財産であることを認識し、未来への継承のため快適な生活環境を育みながら、この資源を観光、交流など地域の活性化に活用するなど、私たちが緑豊かな「森の国」の良好な景観を形成するための理念や施策を景観計画として取りまとめるものです。



河後森城からの眺望

2 基本理念と景観形成の基本方針

(1) 基本理念

私たちの郷土松野町は、豊かな自然の恵みの中で、先人が守り育ててきた緑と清流や歴史、文化を保存活用しながら、誇りと愛着を持てる活力に満ちた町づくりに取り組んでいます。

しかし、社会経済活動の進展により、私たちの生活の利便性が高まる一方で、資源及びエネルギーの大量消費がもたらされ、自然の生態系に影響を及ぼし、人類共通の生活基盤である地球環境までが脅かされています。

このことをふまえ、私たちは、自然を愛し自然と共生していこうという「人心緑化」の精神のもと、あらゆる分野で、地球環境や景観の保全に努めるという新しい価値観での「環境文化」を創造する必要があります。特に、これまで良好な景観の中で生業として営まれてきた農業・林業等の役割を再認識することが重要であります。

さらに、私たちは、健全で豊かな環境や心安らぐ景観の恵みを享受する権利とともに、その環境や景観を保全し創造する責務と将来の世代に引き継ぐ使命を有していることを強く認識した上で、どのように行動すべきかを真剣に考え、みんなで誠意を持って努力していかなければなりません。

- 1 私たちが受け継いできた豊かな自然や歴史、文化は、先人の英知とたゆまぬ努力のたまものであり、私たちは、このかけがえのない大切な資産を将来にわたり守り育てていくよう努めます。
- 2 生活環境、自然環境、景観の美化保全などについて、私たち自らの問題として常に真剣に受け止め、その向上に積極的に取り組み、将来にわたって快適で住みよい地域づくりに努めます。
- 3 町民、事業者、町が共に環境に対して高い認識と深い理解を持ち、環境に配慮した行動や環境問題の解決に向けた活動が、地域ぐるみで行われ、その取組みが町民性として根づいていくよう努めます。
- 4 健全で恵み豊かな環境の創造を通して、すべての町民が自信と誇りをもてる美しいまちづくりに努めます。

(2) 松野町全域における景観形成の基本方針

自然と調和した快適なライフスタイルの創造

「豊かで美しい清流、農村環境、文化を継承する森の国の景観づくり」

(3) 基本目標

★薫り高い歴史・文化を継承する景観づくり

山と川に囲まれ、国や県の境界を絶えず形成してきたという地理的・歴史的な特徴や生活文化から、本町には大井手、中世山城や寺などの多数の文化的資源・文化的景観や街並みが受け継がれています。この先人の残した貴重な資源を保護、活用しながら、薫り高い歴史・文化景観の継承と形成に努めます。

★自然と産業の共生を目指した農村景観づくり

本町には、農山村の風景を代表する日本の棚田百選に選ばれた奥内の棚田があります。町のシンボルともいえる棚田景観やのどかな田園風景を後世に残していくためには、自然と産業の共生を図りながら、農用地としての効果的利用と保全、また森林の活用・保全、再生・向上も一体的なものとして進めることにより、魅力ある文化的観光資源としての活用を目指した農村景観の形成に努めます。

★豊かで美しい清流環境を保全する河川景観づくり

本町を流れる広見川と目黒川は、日本最後の清流とよばれる四万十川の支流であり、豊富な水量で田畑を潤すとともに、優れた自然景観や貴重な生態系が現存しています。この自然景観や生態系を損なうことなく後世に継承するために、「松野町四万十川流域の河川をきれいにする条例」を遵守し、観光・交流の核となる「憩い」のある河川景観の形成に努めます。

★「やすらぎと潤い」のある豊かな森林景観づくり

町土の84%を占める森林原野は森の国の象徴です。豊かな森林は水源涵養、国土保全、CO₂吸収など、多面的・公益的機能を有しています。この森林を保全するために、松野町森林整備計画により人工林の適切な管理に努めるとともに、自然林への更新を推進しなければなりません。多種多様な動植物が生育できる環境を整えるとともに、「やすらぎと潤い」のある豊かな森林景観の形成に努めます。

森林整備計画における機能別森林整備の基本方針

① 水源涵養機能

適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐採に伴い発生する裸地については縮小及び分散を図る。

② 山地災害防止機能／土砂保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業、天然力も活用した施業を推進する。

③ 快適環境形成機能

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本に樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、暴風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進する。

④ 保健文化機能

ア 保健・レクリエーション機能

立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹林の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

イ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

ウ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

⑤ 木材等生産機能

森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

第4章 景観計画の区域

1 景観計画の区域

本町は、鬼ヶ城山系、戸祇御前山系など1,000m級の山々に囲まれた緑豊かな農山村です。町土の約84%を山林・原野が占め、四万十川の支流である広見川や目黒川の流域に田園地帯が広がり、のどかな風景を醸し出しています。

目黒川の上流部には、足摺宇和海国立公園に指定されている「滑床溪谷」があり、滝や深淵、奇岩が連続する清流の美しさから、西日本有数の溪谷として評価をされ、源流域としての景観は多くの観光客を魅了しています。

また、町内には国指定史跡の中世城郭「河後森城跡」や、日本の棚田百選に選ばれた「奥内の棚田」、伊予と土佐の交易で発達した街道とそれに沿って展開した集落など、先人の土地利用の歴史や生活の営みが垣間見える景観が残っています。

これらの魅力ある景観資源は他地域にも誇れる貴重な財産であり、森の国のイメージとして、守り育てなければならないものです。

このことから、豊かな自然に育まれた薫り高い文化が刻まれた景観の残る町全体を文化的景観（※注）と捉え、次世代に良好な景観を引き継ぐため、景観法に基づく景観計画区域を松野町全体に指定します。そして、協働による美しく快適な環境を備えたまちづくりに段階的に取り組むものとします。

（※注）文化的景観とは

文化的景観とは、地域における人々の生活の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第2条第1項第5号）です。

文化的景観は、日々の生活に根ざした身近な景観であるため、日頃その価値についてなかなか気づきにくいものです。

町では、有識者等による委員会を設置し、町内に存する文化的景観の調査を実施するとともに、普及・啓発を図ることとしています。

2 景観形成を図る保全ゾーン

景観計画区域のうち、松野町固有の自然や歴史・文化を背景として景観の維持・保全が必要とされる地域、今後新たに良好な景観づくりを進める必要がある地域をもとに、保全ゾーンを以下のように設定します。

(1) 広見川流域保全ゾーン

町の中央部を流れる広見川は、日本最後の清流四万十川の支流の一つであり、山々の間を悠々と蛇行しながら流域の田畑を潤してきました。広見川に流れ込むいくつもの支流もまた、人間生活の舞台を提供してきました。のどかな農村景観と融合する河川環境は地域住民の財産となっています。

広見川流域保全ゾーンの代表的な景観資源には次のようなものがあります。

愛媛県下で最大級の規模を誇る中世城郭の河後森城跡は、伊予と土佐の国境に置かれた「境目の城」で、平成9年に国の史跡に指定されています。発掘調査では、建物の跡や城を防御する遺構、中国の陶磁器や瓦など多数の遺物が出土しました。城跡は稜線に沿ってU字型に連なり、遊歩道が整備され当時の植物も植えられて、自然観察や散策の場として人気を集めています。

延野々地区の廣福寺においては、様々な遺物・遺構が検出されており、松野町の歴史を知る上で大変貴重な遺跡です。また、周辺に広がる田畑は、広見川に築かれた大井手とそれに続く用水路によって運ばれる水の恵みを受けています。

虹の森公園は、ふるさとの川を身近に感じることのできる親水公園です。この公園は、自然と親しめるやすらぎゾーンと四万十川に生息する魚族等を展示するおさかな館などのふれあいゾーンに分かれており、地域住民や観光客が集う交流の場となっています。

町内には、天ヶ滝公園をはじめ、伊井公園、文殊公園などの松野町住民公園があります。それぞれの公園には、モミジ、桜、アジサイなどが植栽されているほか、遊歩道や東屋が整備されており、季節毎に訪れる人々を楽しませてくれる地域の憩いの場として親しまれています。



河後森城跡全景



廣福寺遺跡



虹の森公園



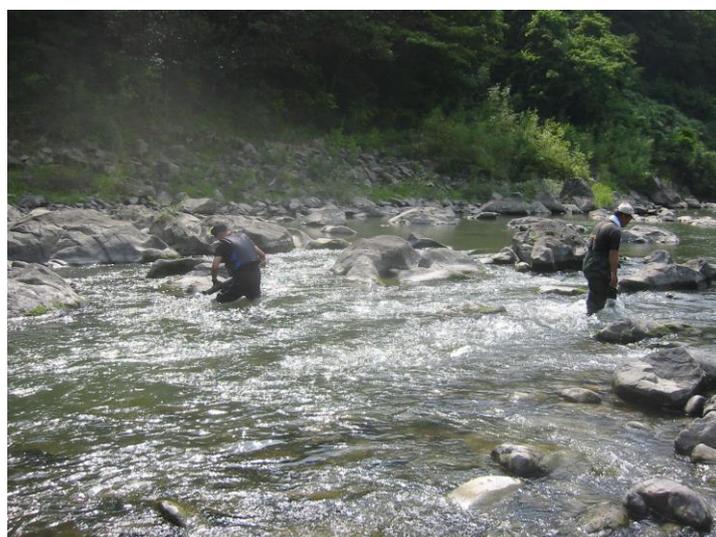
おさかな館



伊井公園の桜



広見川と吉野鉄橋



広見川うなぎ漁

(2) 目黒川流域保全ゾーン

滑床溪谷は、四万十川支流の目黒川最上流 12 kmに及ぶ、愛媛県下有数の溪谷で、その優れた溪谷美により足摺宇和海国立公園に指定されています。

溪谷のほぼ全域が花崗岩から成り立ち、雪輪の滝、霧ヶ滝、象頭岩、太鼓岩、鳥居岩、千畳敷などの景勝地があり、特に雪輪の滝は、溪谷のシンボルとして日本の滝百選にも認定されています。

また、溪谷を囲む山岳部にはブナ林をはじめ天然林が広範囲に残っていて、その豊かな森林資源は四季折々の美しさを見せ、癒しの空間として多くの観光客が訪れています。

国の重要文化財「目黒山形関係資料」に示された江戸時代の景観の構造と

大きく変わることはない景観が展開し、自然美のみならず歴史的な農村景観が広がっています。

目黒川の清らかな水と豊かな自然は、滑床溪谷への来訪客誰もが心を和ませる農村景観です。地域住民が一体となって蛍を守り育てる活動や河川環境の保全、歴史文化資源の継承に取り組んでいます。



秋の雪輪の滝



蛍の畦道



蛍の畦道ライトアップ

(3) 棚田保全ゾーン

広見川や目黒川の支流やその上流部に位置する山間部では、棚田が広がる景観が形成されています。これらの棚田は周辺の森林との調和を保ちながら、国土保全及び水源涵養の役割も果たしています。

なかでも奥内地区の棚田は地元農家の努力により、現在も畦畔石積の状態が良好に保たれ、日本の棚田百選に選定されています。また、生業の中で築かれてきた歴史的な景観は、農業土木遺産としても貴重な価値を有しています。



初夏の奥内の棚田

(4) 街道保全ゾーン

町内には伊予と土佐を結ぶ街道が通過しています。流通・往来の要所であった松丸地区や吉野地区は物資の集散地・交易の場として栄え、現在も地区の中心としての機能を果たしています。

特に、町の中心部となっている松丸地区には、造り酒屋の大きな母屋や酒蔵をはじめとする趣ある建物が並び、町が輩出した俳人、芝不器男の生きた時代を彷彿させてくれる街並みとなっています。



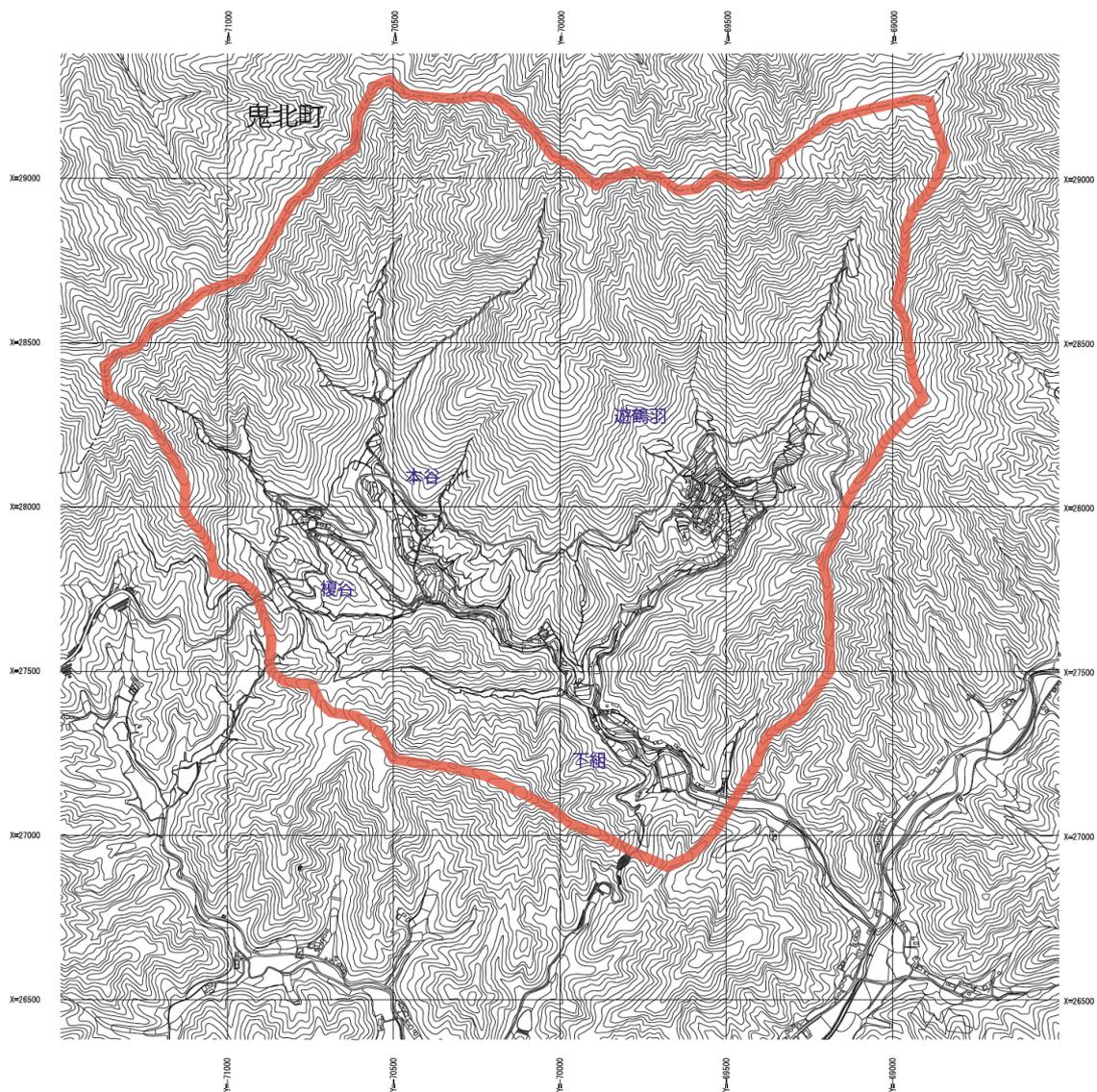
旧松丸街道の街並み

3 保全ゾーンの範囲と景観重点区域

各保全ゾーンは下記の範囲としますが、資源の再調査をおこなうことにより町が重点的に保全すべき区域（景観重点区域）を段階的に設定します。

- (1) 広見川流域保全ゾーンは、広見川及びその支流の流域の全域のなかから設定します。
- (2) 目黒川流域保全ゾーンは、目黒川及びその支流の流域の全域のなかから設定します。
- (3) 棚田保全ゾーンは、広見川流域保全ゾーン・目黒川流域保全ゾーンのなかでも、特に棚田の展開する地区のなかから設定します。奥内の棚田につ

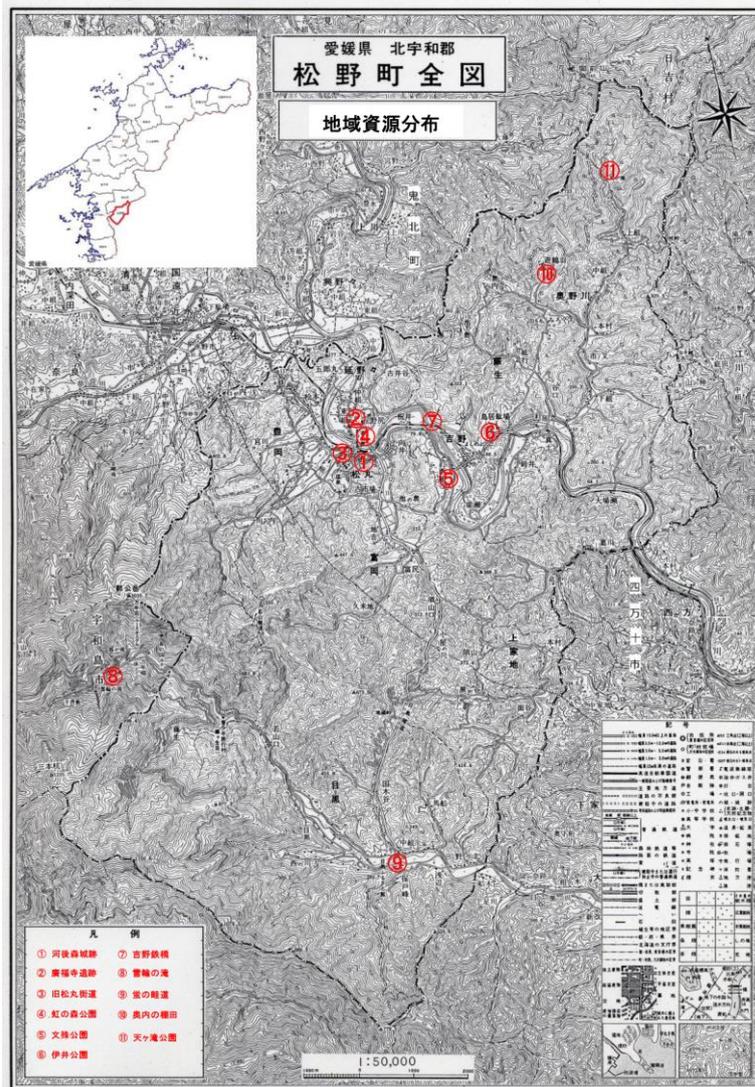
いては、下記の範囲を景観重点区域とします。



奥内地区における景観重点区域の範囲

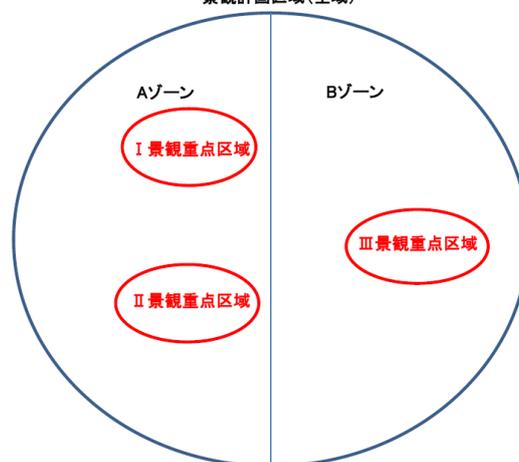
- (4) 街道保全ゾーンは、広見川流域保全ゾーンのなかでも、松丸地区・吉野地区のなかから設定します。

図一 2 地域資源分布図及び概念図



概 念 図

景観計画区域(全域)



第5章 景観重点区域の良好な景観の形成に関する方針

町が重点的に保全すべき区域の良好な景観形成にかかる基本方針は次のとおりです。町全体が文化的景観であると捉え、各ゾーンを再調査することにより、段階的に景観重点区域の設定をおこないます。

1 景観形成の基本方針

(1) 広見川流域保全ゾーン

●歴史的・文化的に形成された景観の保全

県下において屈指の規模の国指定史跡「河後森城跡」は、町の誇れる歴史文化資源です。

予土国境に置かれた境目の城として、長期間にわたり重要な機能を果たしてきた「河後森城跡」やその周辺の寺社、石造物、諸行事、生活の営み等によって形成された文化的景観の保全に努めます。

●史跡公園としての環境整備と活用

発掘調査において検証された遺構の保全をはじめ、遊歩道や植生物の維持管理、史跡公園としての機能、環境整備を行い、文化的資源としての活用を図ります。

●憩いと潤いのある景観の保全

町の中心部、広見川のほとりに存する河川公園（やすらぎゾーン）は、地域住民や観光客等の憩いの場です。公園を形成する樹木や芝生広場の保全・管理を行い、河川の趣きと調和した潤いのある自然景観の形成に努めます。

●交流拠点としての活用

河川公園内にある四万十川学習センター「おさかな館」の機能を活かし、四万十川水系の魚族、生態系などの展示により、自然景観、河川環境の保全への啓発を図るとともに、地域活性化、交流の拠点として活用します。

●特色ある自然景観の保全

町内には四季折々の美しい景観に富んだ特色ある自然公園が点在しています。地域のシンボル、憩いの場である自然公園の保全管理を住民との協働により実施し、農村景観の継承に努めます。

●四万十川水系としての河川景観の保全

広見川は日本最後の清流四万十川の最大支流です。高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例との連携を図ることにより、美しい自

然景観を有する広見川の環境、水質保全に取り組み、地域の宝である潤いのある水辺空間の継承と流域に広がるのどかな農村景観の保全に努めます。

(2) 目黒川流域保全ゾーン

●美しい渓谷美と周辺景観の保全

鬼ヶ城山系に抱かれた滑床渓谷は西日本有数の美しい渓谷です。滝や深淵、奇岩の連続する清流の美しさと渓谷を囲む山岳部の天然林との調和は、訪れる観光客を魅了しています。遊歩道、利便施設等工作物については周辺景観に配慮し、自然と共生する景観づくりに努めます。

●観光拠点としての「いやし空間」の創造

滑床渓谷には年間 20 万人を超える観光客や登山客が訪れています。滞在型観光の拠点として自然景観を活かしながら「いやし空間」の創造に努めます。

●農村景観の保全と地域文化資源の継承

滑床渓谷を源とする清らかな水、豊かな森林、これらと調和する自然景観は町を代表する農村景観といえます。ホテルが乱舞する幻想的な風景や四季折々の森林美、国指定文化財「目黒山形関係資料」をはじめとする文化資源や農村景観の要素である伝統行事等を未来へと継承するための保全活動を地域と一体となって取り組みます。

(3) 棚田保全ゾーン

●継続的な農業活動と歴史、伝統文化の継承

棚田景観の保全は、農業的土地利用が継続されることが大切です。将来的な農業活動の仕組みづくりと支援体制の構築を目指していきます。

また、集落に残る信仰、関連諸行事の継承に努め、文化的景観を構成する重要建造物や重要樹木の保全、管理を行います。

●棚田を構成する農地景観の保全

奥内地区の棚田は、奥内川と遊鶴羽川沿いに下組、遊鶴羽、本谷、榎谷の 4 地域に分かれ、広大な棚田が形成されています。今後も野面石積による棚田を保全し、これまで受け継がれてきた良好な農地景観を継承します。

●棚田保全ゾーンのうち、奥内地区を重点地区に設定します。重点地区の範囲は重要文化的景観の保存計画に準じます。

(4) 街道保全ゾーン

- 歴史の面影を残す街並み景観の保全

伊予と土佐の交易、宿場町、商工業の中核として形成された面影のある街並みや建築物などの保全に取組み、周辺景観と調和のとれた景観形成に努めます。

第6章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

町民・事業者・町が協力して、良好な景観の形成に関する取組みを進めるために、下記のような届出対象行為、届出基準（案）を定めます。

1 景観計画区域内における届出対象行為（景観重点区域を除く）

届出を要する行為の内容	規 模
建築物の新築、増築、改築	建築面積 200 m ² 又は高さが 10mを超えるもの
建築物の外観を変更する修繕、模様替え 又は色彩の変更	建築面積 200 m ² 又は高さが 10mを超えるもの
工作物の新設、増設、改築	高さ 10mを超えるもの又は建築面積 1,000 m ² 以上のもの
工作物の外観を変更する修繕、模様替え 又は色彩の変更	高さ 10mを超えるもの又は建築面積 1,000 m ² 以上のもの
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更及び屋外における物品の集積 又は貯蔵	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積にあつては、規模が 1,000 m ² 又は高さ 3mを超えるもの

2 景観重点区域における届出対象行為

届出を要する行為の内容	規 模
建築物の新築、増築、改築	建築面積 100 m ² 又は高さが 10mを超えるもの
建築物の外観を変更する修繕、模様替え 又は色彩の変更	建築面積 100 m ² 又は高さが 10mを超えるもの
工作物の新設、増設、改築	高さ 1.5mを超えるもの又は建築面積 10 m ² 以上のもの
工作物の外観を変更する修繕、模様替え 又は色彩の変更	高さ 1.5mを超えるもの又は建築面積 10 m ² 以上のもの
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更及び屋外における物品の集積 又は貯蔵	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積にあつては、規模が 100 m ² 又は高さ 3mを超えるもの

※工作物

工作物は以下に掲げるものとする。

- ① 塀、柵その他これらに類するもの

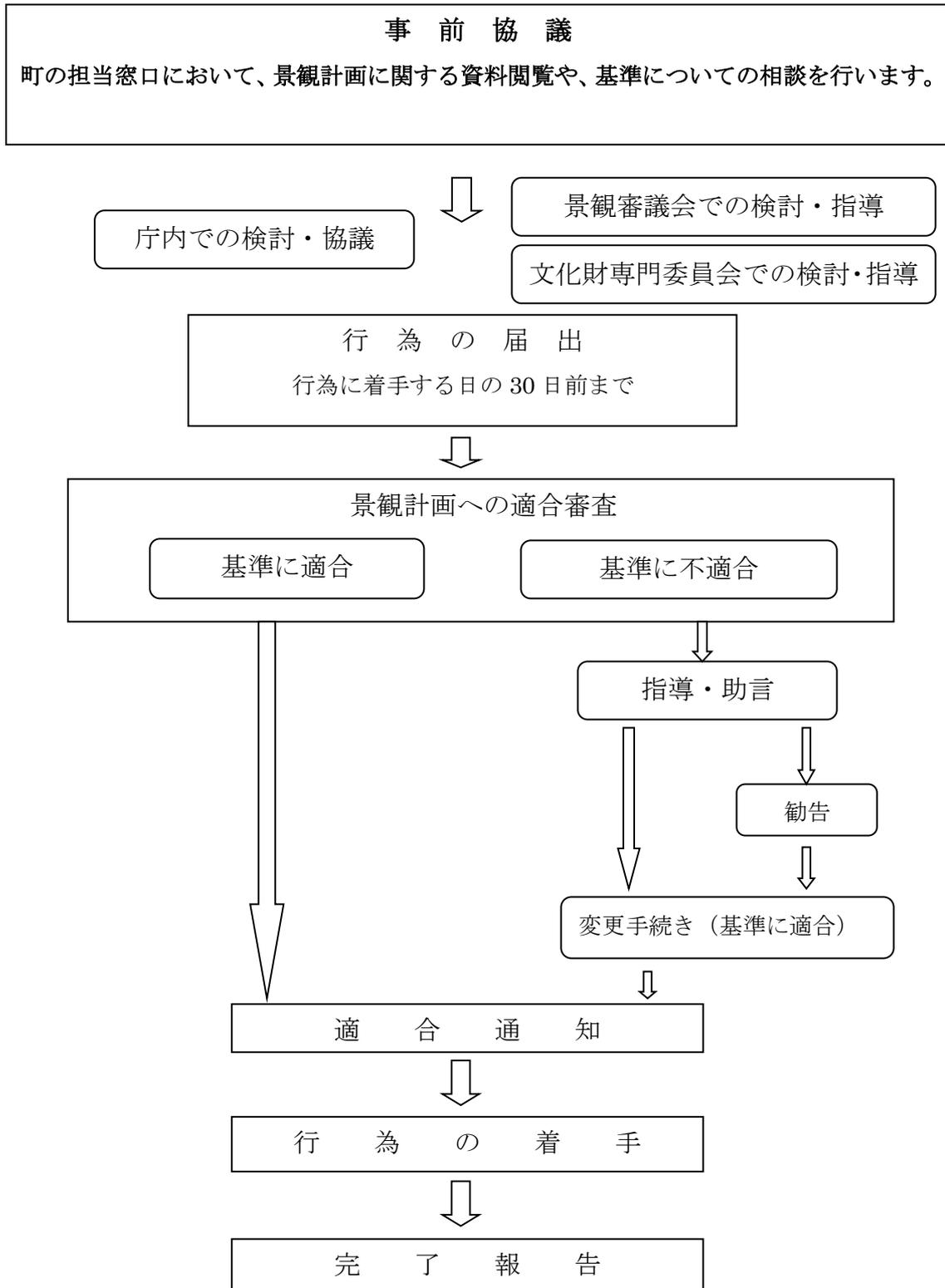
- ② 煙突、装飾塔、鉄塔その他これらに類するもの
- ③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱その他に類するもの
- ④ 石油タンク、ガスタンク、サイロその他これらに類するもの
- ⑤ ウォーターシュート、コースター、観覧車その他これらに類するもの
- ⑥ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの
- ⑦ 擁壁その他これらに類するもの
- ⑧ 電気供給のための電線類又は有線電気通信のための線路もしくは空中線形（その支持物を含む）
- ⑨ 携帯電話等電波塔
- ⑩ メガソーラーパネル

3 届出の必要のない行為（共通事項）

- ① 上記の規模に満たない行為
- ② 災害対策及び対応のために必要な応急措置的な行為
- ③ 森林の除・間伐や自家の生活の用に充てるために必要な竹木の伐採など、通常の管理行為・林業行為、軽易な行為

4 手続きの流れ

届出の対象となる行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに、役場企画振興課へ届出が必要になります。なお、行為着手までを円滑に進めるために、事前協議の場を設けることにします。



5 景観計画区域における行為の規制に関する事項

良好な景観を保全・形成する上で特に大きな影響を及ぼす規模の建築等を対象とした行為の制限として、景観形成基準（案）を次のとおり定めます。

●景観計画区域内における共通基本事項（景観重点区域を除く）

届出を要する行為の内容	規 模
建築物の新築、増築、改築 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	①高さ 原則として13mまでとする。(公共施設を除く。) ②色彩 鮮やかな原色は避け、周辺の景観に調和するものとする。 太陽光発電設備を設置する場合は屋根の色と調和のとれた色彩とする。 ③外観 屋根の形状は傾斜屋根とする。 地域の景観を特徴づける素材、その他これに類する自然素材の活用を努めるものとする。
工作物の新設、増設、改装 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更	①高さ 稜線を分断しないように13m以下となるよう工夫する。 ②色彩 鮮やかな原色、蛍光色は避け、周辺の景観と調和するよう奇抜なものは避ける。
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更及び屋外における物品の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観及び環境に配慮し修景措置や緑化措置を講じること。 ・擁壁等の構造物を設ける場合は最小限にする。 ・造成に関わる切土及び盛土の量はできるだけ少なくする。
竹木の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観への影響に配慮し、伐採は持続可能を前提としたものとする。伐採を行った場合は緑化に努める。
堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・露出を避け容易に見えない措置を講じる。

6 景観重点区域内における行為の規制に関する事項

届出を要する行為の内容	規 模
<p>建築物の新築、増築、改築</p> <p>外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更</p>	<p>①高さ</p> <p>原則として二階建て（10m）までとする。（公共施設を除く。）</p> <p>②色彩</p> <p>自然色を基調とし、鮮やかな原色は避け、周辺の景観に調和するものとする。</p> <p>③外観</p> <p>屋根の形状は傾斜屋根とする。</p> <p>地域の景観を特徴づける素材、その他これに類する自然素材の活用に努めるものとする。屋根は原則として瓦とする。</p>
<p>工作物の新設、増設、改装</p> <p>外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更</p>	<p>①高さ</p> <p>13mを超えない。</p> <p>②色彩</p> <p>マンセル値 10 未満</p> <p>周辺の景観と調和するよう奇抜なものは避ける。</p> <p>③外観</p> <p>自然素材を可能な限り使用し、それによりがたい場合は形状、素材感の工夫をする。</p> <p>道路に面する部分は、花壇等を設置するなど植栽に努める。</p>
<p>土石の採取、鉋物の掘採その他土地の形質の変更及び屋外における物品の集積又は貯蔵</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺景観及び環境に配慮し、芝、低木、中高木の植栽等必要な修景措置や緑化措置を講じること。 ・ 擁壁等の構造物を設ける場合は最小限にする。 ・ 造成に関わる切土及び盛土の量はできるだけ少なくする。

竹木の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺景観への影響に配慮し、伐採は持続可能を前提としたものとする。伐採を行った場合は、その周辺環境が良好に維持できるよう、地域の植生にあった緑化措置を講じるように努める。また、その適正な管理に努める。
堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた景観を保全する必要な地域にあっては、その保全に配慮した堆積とする。

第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

1 景観重要建造物

地域の良好な景観の形成に重要な建造物の外観において、道路その他の公共の場所から公衆によって容易にみることができ、次の項目のいずれかに該当する建造物を、景観重要建造物として指定することとしました。

- ・自然、歴史、文化等の見地から森の国まつのを象徴する建造物であるもの
- ・地域のシンボリックな存在であり、良好な景観に寄与するもの
- ・地域の自然に調和した外観を形成しているもの
- ・周辺景観の核となり、街並みの雰囲気醸し出しているもの

景観重要建造物
宮川 弥勒堂
奥内 薬師堂
不器男記念館
目黒ふるさと館
松野中学校

2 景観重要樹木

当該樹木の姿が、道路その他の公共の場所から公衆によって容易にみることができ、次の項目のいずれかに該当する樹木を、景観重要樹木として指定することとしました。

- ・町民に親しまれ周辺景観の核となっている樹木
- ・地域の歴史や文化的特性を感じさせるシンボリックな巨樹や名木
- ・アイストップとなる地域の景観を形成している樹木

景観重要樹木	
奥内薬師堂	逆杖のイチョウ
蔵王神社	イチイガシ
天ヶ滝公園	ニホンタチバナ
河後森城跡	オンツツジ
伊井公園	ソメイヨシノ
大場ヶ瀬	ハナカイドウ
延野々	水害防備林



宮川 弥勒堂



奥内 薬師堂



不器男記念館



目黒ふるさと館



松野中学校



奥内薬師堂 逆杖のイチョウ



蔵王神社 イチイガシ



天ヶ滝公園 ニホンタチバナ



河後森城跡 オンツツジ



伊井公園 ソメイヨシノ

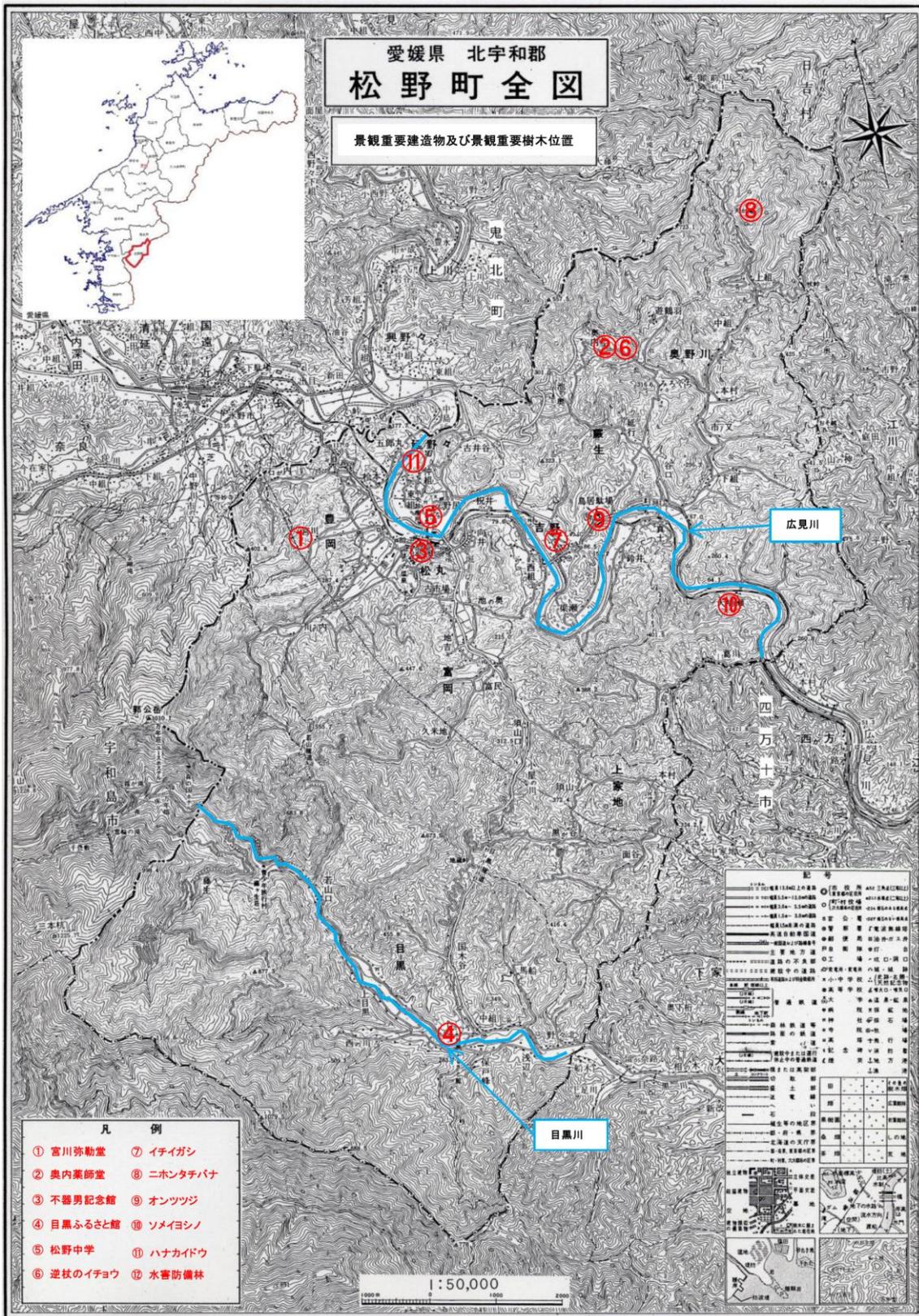


大場ヶ瀬 ハナカイドウ



延野々 水害防備林

図一3 景観重要建造物及び景観重要樹木位置図



第8章 屋外広告物設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、商業活動における情報提供、各施設への案内、危険場所の意喚起等、多種多様な目的に応じ多くの場所で行われ、私たちの日常生活の情報源としても欠かすことができないものとなっています。しかしながら、屋外広告物の氾濫や過剰な設置は、美しい景観を損ねるものとなります。

屋外広告物がまちなみや自然景観の中で極めて大きな影響を持つことから、その設置行為については、交通安全、生活環境、景観の面から一定の基準を定め、人々の良好な生活と健全な諸活動等との調和の下で行われる必要があります。

町としては、屋外広告物の設置に関し、地域の景観特性に配慮がなされるよう、一定のルールづくりを定めることとします。

●基本方針

景観形成の重要な要素である屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関しては、当面の間、「愛媛県屋外物条例」及び「愛媛県屋外物条例施行規則」に準拠することとし、屋外広告物法に基づく条例等（松野町屋外広告物条例、同施行規則）を定めて、規制誘導を行います。

●屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為制限の方針

- ・色彩は周辺の景観と調和する色を基調とし、原則としてマンセル値が 10 未満で奇抜な色を避けることとします。
- ・大きさ、材料等、まちの景観に調和し、周囲に違和感を与えないものとします。

第9章 本町の良好な景観形成に向けて

1 森の国 花と緑のまちづくり

町には、河後森城跡のオンツツジ、ヤブツバキや伊井公園をはじめとするサクラ（ソメイヨシノ）、桃、梅など、季節を感じる花が随所に見られます。

花や緑は景観や環境面での大きな要素であり、快適な生活環境と美しい景観を形成するため、町民との協働による花と緑のまちづくりを推進します。

また、樹種の選定方法や樹木の手入れについては、「松野町の自然景観形成について」（2011.2 ㈲ハマナ・濱名造園設計研究室）を例とします。



天ヶ滝公園の紅葉

2 自主的な景観づくり、地域活性化の取組みに対する支援

良好な景観形成には、町民の理解と協力、自主的な活動が不可欠です。地域ごとのまちづくりと景観形成を一体化させ、共通のビジョンにより、町内全域での景観形成促進を図っていきます。

また、自主的な植栽・管理活動や講演会の開催などを実施する「森の国さくらの会」をはじめ、路側帯の花壇手入れやプランターの設置、河川環境の整備、公園等の管理、景観を活用したイベントなど、団体及び地域・個人の活動に対して支援を行うこととします。

景観形成を支えるものは、その景観の中での実際の生活であり、生活を営むための生業を持続することが重要となります。こうした取り組みへの支援こそが良好な景観を将来の世代に引き継ぐことに繋がるのです。



奥内棚田保存会と商工会の連携による棚田ライトアップ